特定非営利活動法人くるみ

定　款

特定非営利活動法人くるみ
定款

第1章　総　則

（名称）

第１条　本会は特定非営利活動法人くるみという。通称は「NPO・くるみ」とする。

（事務所）

第２条　本会は、事務所を東京都八王子市に置く。

（目的）

第３条　本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、生活の支援を必要とする人々に対し、保育・家事・介助・介護等の支援、これに関する事業、調査研究、政策提案等の活動を行い、まちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動法人の種類）

第４条　本会は、第３条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）　保健、福祉の増進を図る活動

（２）　まちづくりの推進を図る活動

（３）　子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第５条　本会は、第３条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

（１）　家事および介助・介護等自立援助に係る事業

（２）　デイサービスに係る事業

（３）　移送に係る事業

（４）　給食サービスに係る事業

（５）　非常時の経済支援に係る事業

（６）　福祉用具および物品を必要とする人々に対して加工等をし、供給する事業

（７）　介護保険制度の居宅介護支援、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護に係る事業

（８）　障害福祉サービスに係る事業

（９）　保育に係る事業

（１０）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2　本会は第３条の目的を達成するために次の収益事業を行う。
（１）　寄付された物品の販売事業

第2章　　会　員

（会員の種別）
第６条　本会の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
（１）　正会員　本会の目的に賛同して入会した個人
（２）　賛助会員　本会の目的に賛同し、本会を賛助する意思をもって入会した個人および団体

（入会および会費）
第７条　本会の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。
２　理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は第２項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
４　正会員は、毎年１回年会費を納入しなければならない。
５　本会の賛助会員になろうとするものは、年会費を納入することによって会員となることができる。
６　年会費の額は、別に定める。

（会員の資格の喪失）
第８条　正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
（１）　退会届の提出をしたとき
（２）　本人が死亡したとき
（３）　継続して２年以上年会費を滞納したとき
（４）　除名されたとき

（退会）
第９条　正会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 10 条　会員が各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

（1）　この定款に違反したとき

（2）　この法人の名誉を傷つけ、または、目的に反する行為をしたとき

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第 11 条　すでに納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章　役　員

（種類および定数）

第 12 条　本会に次の役員を置く。

（1）　理事 10 人以内

（2）　監事 1 人以上

2　理事の内、1 人を理事長、2 人以内を副理事長とする。

（選任等）

第 13 条　理事および監事は、総会において選任する。

2　理事長および副理事長は、理事会において理事の互選とする。

3　法第 20 号各号のいずれかに該当する者は本会の役員になることができない。

4　監事は、理事または本会の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第 14 条　理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

2　理事長は本会を代表し、その業務を統括して管理する。

3　副理事長は理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ、定めた順序によりその職務を代行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行なう

（1）　理事の業務執行の状況を監査すること

（2）　本会の財産の状況を監査すること

（3）　前 2 号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法

令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること

（４） 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

（５） 理事の業務執行状況または本会の財産状況について、理事に意見を述べること

（任期等）

第15条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

（解任）

第16条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

（１） 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

（２） 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第17条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用等を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第４章　　会　議

（種別）

第１８条　本会の会議は、総会および理事会の２種とする。

2　総会は、通常総会および臨時総会とする。

（総会の構成）

第１９条　総会は正会員をもって構成する。

（総会の権能）２０条　総会は以下の事項について議決する。

（１） 定款の変更
（２） 事業計画および収支予算の変更
（３） 事業報告および収支決算の承認
（４） 役員の選任または解任、職務および報酬
（５） 年会費の額
（６） 合併
（７） 解散
（８） 解散した場合の残余財産の処分
（９） その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（総会の開催）
第２１条　通常総会は毎事業年度終了の日から２カ月以内に開催する。
２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
（１） 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
（２） 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
（３） 監事が第１４条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき

（総会の招集）
第２２条　総会は前条第２項第３号の場合を除いて理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号および第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的、内容を示した招集案内を開催日の１週間前までに通知を発しなくてはならない。

（総会の議長）
第 23 条　総会の議長は、正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第 24 条　総会は、正会員数の過半数が出席した場合に成立することとする。

（総会の議決）
第 25 条　総会の議決は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（総会での表決権）

第 26 条　総会に出席しない会員はあらかじめ通知された事項について、書面または、代理人による表決権を行使できるものとする。

（総会の議事録）

第 27 条　総会の議事録においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）　日時および場所

（2）　正会員の現在数

（3）　出席した正会員の数

（4）　審議事項

（5）　議事の経過の概要と議決の結果

（6）　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長および出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

（理事会）

第 28 条　理事会の開催、招集、議長、定足数、議決、書面表決、議事録など理事会の運営方法については理事会の議決を経て、理事長が定める規則による。

第5章　資　産

（構成）

第 29 条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）　設立当初の財産目録に記載された資産

（2）　年会費

（3）　寄付金品

（4）　資産から生じる収入

（5）　事業に伴う収入

（6）　その他の収入

（区分）

第 30 条　本会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の 2 種とする。

（管理）

第31条　本会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（経費の支弁）

第32条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

第6章　会　計

（会計の原則）

第33条　本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第34条　本会の会計は次のとおり区分する。

（1）　特定非営利活動に係る事業会計

（2）　収益事業会計

（事業年度）

第35条　本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画および収支予算）

第36条　本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2　前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び収支予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3　当該総会は、報告を受けた事業計画および収支予算の変更を議決できる。変更の議決が行われた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画および収支予算を変更しなければならない。

4　前項を除くもののほか、事業計画および収支予算の変更は理事会の議決を経て行うことができる。

5　理事会は、事業年度中に事業計画および収支予算を変更した場合は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

（事業報告および決算）

第37条　本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書の決算に関する書類

は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2　前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10人以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヵ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。

3　決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章　定款の変更、解散および合併

（定款の変更）

第38条　本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第39条　本会は次に掲げる事由により解散する。

（1）　総会の議決

（2）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（3）　正会員の欠亡

（4）　合併

（5）　破産

（6）　所轄庁による設立の認証の取り消し

2　前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第40条　本会が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（残余財産の帰属）

第41条　本会が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、類似する目的を持つ特定非営利活動法人のうちから、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 42 条　本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章　　公告の方法

（公告の方法）

第 43 条　本会の公告、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、本会の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章　　雑　則

（事務局）

第 44 条　本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置し、理事長が任免を行う。

2　事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章　実施細則

（細則）

第 45 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（1）　総会に付議すべき事項

（2）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（3）　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

附　則

1　この定款は、法人成立の日から施行する。

2　本会の名称は、特定非営利活動促進法に基づく法人設立の認証および設立の登記が終了するまでは、NPO くるみと称する。

3　本会が特定非営利活動法人として成立した当初の会費は、第 7 条の規定にかかわらず

次に掲げる額とする。
（1） 年会費 3,600 円

4　本会が特定非営利活動法人として成立した当初の役員は、別表のとおりとする。

5　本会が特定非営利活動法人として成立した、当初の役員任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、同法人として成立した日から 2001 年 3 月 31 日までとする。

6　本会が特定非営利活動法人として成立した当初の事業年度は、第 35 条の規定にかかわらず、同法人として成立した日から 2000 年 3 月 31 日までとする。

7　本会が特定非営利活動法人として成立した当初の事業計画および収支予算は、第 36 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

別表　　設立当初の役員

特定非営利活動法人くるみ

役職名	氏　名
理事長	後藤　町子
副理事長	水澤　恭子
理　事	後藤さち子
〃	小林　鈴子
〃	佐藤　亮子
〃	猿木　富子
〃	中谷　英雄
〃	藤井　智子
監　事	安澤　惠子
〃	中村由美子